

# 新型コロナウイルス感染拡大に伴う基本方針について

(対象期間：令和5年5月8日～当面)

令和5年5月31日  
茨城県結城看護専門学校

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日の感染症法上第5類への移行に伴い、対応が緩和されました。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の療養期間の考え方等について(令和5年4月14日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部省事務連絡)の通知を受けて、本校でも下記により、対応策を検討・変更いたしました。

本校は看護師養成学校であり、高齢者施設や医療機関での実習があることから、引き続き、感染及びその拡大のリスクを低減した対策と、持続的な学生の学習機会の確保の両立に取り組んでまいります。

さらに、生徒の皆様と教職員の健康と安全を確保するためには、ひとりひとりが感染及びその拡大のリスクをできる限り軽減した予防行動をとることを自覚し、基本的な感染対策を徹底した上で、学校運営を継続していく必要があります。

以下、本校の基本的対処方針を示しますので皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

なお、今後も状況に応じて対応を判断し、対処方針を更新する場合にはあらためて通知します。

## 記

### <基本的感染防止対策>

- ・生徒各々が「三密の回避」、人と人との距離の確保を行うことを常に意識し、行動するよう徹底します。
- ・健康チェック表の記録は継続し、心身の健康管理を徹底します。
- ・手洗い・うがいによる衛生管理及び、食事・休息時間の確保等による健康管理を徹底します。  
※ なお、不織布マスクの着用については個人の判断に委ねることとします。
- ・実習前1週間および実習期間中の不要不急の外出は自粛し、『人からうつらない・人にうつさない』行動を徹底します。
- ・生徒本人が発熱・倦怠感・頭痛・咽頭痛などの症状がある場合は、登校せず、診療所等に事前連絡を入れた上で、早めの受診行動をとるよう指導します。
- ・生徒や教職員が感染した場合、感染者の症状や行動履歴、地域の感染状況等を総合的に考慮し、学校医や関係機関と連携して学校の対応を判断していきます。
- ・生徒以外の同居家族の方に発熱などの症状がある場合は、本人に症状がなければ登校は可能です。しかし、極力周りの生徒との接触は控えていただくようお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染と診断された場合は、発症後5日間かつ症状軽快から24時間を経過するまでは登校を控えていただきます。また、その後も10日間が経過するまでは不織布マスクの着用やリスク者との接触を控えていただきます。

### <学校行事・授業・臨地実習の対応>

- ・令和5年度の学校行事は、感染対策を講じつつ、感染拡大の状況に応じた方法を検討し実施します。
- ・講義は、対面を基本としますが、感染拡大状況・講師の教授方法等により、オンラインによる授業を実施する場合があります。
- ・臨地実習は、臨地(医療機関及び施設等)による実習を基本としますが、今後の感染拡大状況及び実習施設の実習受入れ状況により、実習方法を変更する場合があります。
- ・臨地実習を控えている生徒は、臨地実習開始前1週間のアルバイト及び不要不急の外出は自粛してください。

### <その他>

- 1 生徒の心身の健康維持のため、スクールカウンセラーによる学生相談(カウンセリング)を活用し個別相談に応じます。
- 2 保護者等からの問合せ等の対応は主に教頭、教務主任が行います。不在時は事務長が対応します。